

## 本部長指示事項

- 1 市民の皆様の健康及び生活、また、産業、観光業等への影響を最小化するよう、各部局が主体的に必要な措置を講じること
- 2 引き続き国や県、医療機関、関係者等からの情報収集に努め、各種対応に万全を期すこと
- 3 市民の皆様及び職員に対する手洗い、咳エチケットといった基本的な感染症対策や集団感染を防ぐための対策の周知徹底に加え、正確な情報を引き続き市民の皆様に発信すること